

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201004		処分名	市街地開発事業予定区域内における建築等の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部	課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法			第52条の2第1項		
基準規定	①	都市計画法		第52条の2第1項・第3項		
	②	都市計画法施行令		第36条の2, 第36条の3		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1. 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない(法第52条の2第1項)。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として政令第36条の2で定める下記①～⑤の行為</p> <p>① 建築物以外の工作物で仮設のもの建設</p> <p>② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更</p> <p>③ 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設</p> <p>④ 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>⑤ 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 国、都道府県若しくは市又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第11条第1項第8号から第10号までに掲げるもの(下記①～③)を除く。)に関する都市計画に適合して行う行為(政令第36条の3)</p> <p>① 一団地の住宅施設(一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)</p> <p>② 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)</p> <p>③ 流通業務団地</p> <p>2. 1は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての法第20条第1項の規定による告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない(法第52条の2第3項)。</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	実例がないため設定が困難である					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201005		処分名	都市計画施設又は市街地開発事業の施行区域内の建築許可		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課	
根拠規定	都市計画法				第53条第1項	
基準規定	①	都市計画法			第54条, 第55条	
	②	都市計画法施行令			第37条・第38条	
	③	都市計画法施行規則			第39条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>都市計画法第54条及び第55条の許可基準に基づき判断するものとする。なお、解釈に当たっては、次の点に注意を要する。</p> <p>(1)「容易に移転し、若しくは除却することができる」とは、物理的及び経済的に容易に移転し、若しくは除却することができることをいう。したがって、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等でも造り方いかんによっては移転又は除却が容易でない場合があり、また、数奇をこらした建築物など、将来の移転又は除却が客観的に不経済である場合については許可しないことがある。</p> <p>(2) その他国の通知、旧通達等を参照して判断する。</p> <p>○鈴鹿市都市計画法施行細則 (都市計画施設等の区域内における建築物の建築許可の申請等) 第19条 法第53条第1項の規定による建築の許可を受けるため、省令第39条第1項による申請書を提出しようとする者は、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付して、2部提出しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図(都市計画施設が記入されている縮尺2500分の1程度の図面とする。)</p> <p>(2) 建築物の各階平面図</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 略</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	実例がないため設定が困難である					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201006		処分名	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の建築許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部	課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法				第57条の3第1項	
基準規定	①	都市計画法		第52条の2第1項, 第57条の3第1項・第2項		
	②	都市計画法施行令		第36条の2, 第36条の3		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
	<p>1. 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内において、土地の形質の変更、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない(法第57条の3第1項による第52条の2第1項の準用)。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として政令第36条の2で定める下記①～⑤の行為</p> <p>① 建築物以外の工作物で仮設のもの建設</p> <p>② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更</p> <p>③ 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設</p> <p>④ 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更</p> <p>⑤ 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 国、都道府県若しくは市又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第11条第1項第8号から第10号までに掲げるもの(下記①～③)を除く。)に関する都市計画に適合して行う行為(政令第36条の3)</p> <p>① 一団地の住宅施設(一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)</p> <p>② 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)</p> <p>③ 流通業務団地</p> <p>2. 1は、法第65条第1項に規定する告示があった後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない(法第57条の3第2項)。</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	実例がないため設定が困難である					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201007		処分名	都市計画事業地内の建築等の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法				第65条第1項		
基準規定	①	都市計画法施行令			第40条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年4月21日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>第65条第1項の「都市計画事業の施行の障害となるおそれ」とは、事業計画に照らして当該土地の形質の変更等が物理上及び経済上、都市計画事業の施行の障害となる行為をいう。次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をすることができる。</p> <p>(1) 申請に係る行為が公共敷地内で行われる維持管理的な行為であると市長が認める場合</p> <p>(2) 事業の施行の障害にならないと事業の施行者が判断する場合</p> <p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○都市計画法施行令 (設置又は堆積の制限を受ける物件)</p> <p>第40条 法第65条第1項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が5トンをこえる物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。)とする。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月21日	最終更新日	令和7年4月21日	
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201018		処分名	開発行為の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法				第29条第1項又は第2項		
基準規定	①	都市計画法			第29条		
	②	都市計画法			第33条		
	③	都市計画法			第34条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	・鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日 ・鈴鹿市開発指導技術基準 当初設定日 平成30年12月1日 最終更新日 平成30年12月1日						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成11年4月1日	最終更新日	平成19年7月1日	
	期間	三重県開発審査会 無:30日, 三重県開発審査会 有:90日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201019		処分名	開発行為の変更許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法				第35条の2第1項		
基準規定	①	都市計画法			第33条		
	②	都市計画法			第34条		
	③	都市計画法			第35条の2		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	・鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日 ・鈴鹿市開発指導技術基準 当初設定日 平成30年12月1日 最終更新日 平成30年12月1日						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成11年4月1日	最終更新日	平成19年7月1日	
	期間	三重県開発審査会 無:30日, 三重県開発審査会 有:90日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201020		処分名	工事完了公告前の建築等の承認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課		
根拠規定	都市計画法				第37条第1号		
基準規定	①	都市計画法				第37条第1号	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成11年4月1日	最終更新日	平成19年7月1日	
	期間	14日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201021		処分名	建築物の形態制限の特例許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	都市計画課			
根拠規定	都市計画法			第41条第2項ただし書き		
基準規定	①	都市計画法		第41条第2項ただし書き		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日
	非公開該当		未設定理由			
	鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成19年7月1日	最終更新日	
	期間	14日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201022		処分名	予定建築物等以外の建築物等の許可		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課	
根拠規定	都市計画法				第42条第1項ただし書き	
基準規定	①	都市計画法			第33条	
	②	都市計画法			第34条	
	③	都市計画法			第42条第1項ただし書き	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日
	非公開該当		未設定理由			
	・鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日 ・鈴鹿市開発指導技術基準 当初設定日 平成30年12月1日 最終更新日 平成30年12月1日					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成19年7月1日	最終更新日	
	期間	30日				
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201023		処分名	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課	
根拠規定	都市計画法				第43条第1項各号列記以外の部分	
基準規定	①	都市計画法			第33条	
	②	都市計画法			第34条	
	③	都市計画法			第43条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日
	非公開該当		未設定理由			
	・鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日 ・鈴鹿市開発指導技術基準 当初設定日 平成30年12月1日 最終更新日 平成30年12月1日					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成19年7月1日	最終更新日	
	期間	30日				
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201024		処分名	開発許可に基づく地位の承継の承認				
区分	申請に対する処分・法令		処分権者					
担当部署	部	都市整備部		課	都市計画課			
根拠規定	都市計画法				第45条			
基準規定	①	都市計画法				第45条		
	②							
	③							
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成29年4月1日	最終更新日	令和1年10月1日		
	非公開該当		未設定理由					
	鈴鹿市開発許可等制度事務マニュアル 当初設定日 平成29年4月1日 最終更新日 令和1年10月1日							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成11年11月1日	最終更新日	平成19年7月1日		
	期間	14日						
聴聞等								
備考								

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201025		処分名	優良田園住宅建設計画の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	住宅政策課		
根拠規定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律				第4条第1項		
基準規定	①	優良田園住宅の建設の促進に関する法律			第4条第3項		
	②	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令			第1条, 第2条, 第3条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和4年2月21日	最終更新日	令和5年12月1日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第3項 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。 (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。 (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p> <p>優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令 第1条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第1号の政令で定める規模は、300平方メートルとする。 第2条 法第2条第2号の政令で定める数値は、建築面積の敷地面積に対する割合については10分の3、延べ面積の敷地面積に対する割合については10分の5とする。 第3条 法第2条第3号の政令で定める階数は、3とする。</p> <p>別紙「鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(抜粋)」による。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	期間	45日以内					
聴聞等							
備考	鈴鹿市優良田園住宅建設計画の認定に関する要綱第2条第1項により事前協議を要する。						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2201026	処分名	優良田園住宅建設計画の変更			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	住宅政策課			
根拠規定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律			第4条第6項, 第7項		
基準規定	①	優良田園住宅の建設の促進に関する法律		第4条第3項		
	②	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令		第1条, 第2条, 第3条		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和4年2月21日	最終更新日	令和5年12月1日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第3項 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。 (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。 (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。 第4条第7項 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による優良田園住宅建設計画の変更の認定について準用する。</p> <p>優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令 第1条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第1号の政令で定める規模は、300平方メートルとする。 第2条 法第2条第2号の政令で定める数値は、建築面積の敷地面積に対する割合については10分の3、延べ面積の敷地面積に対する割合については10分の5とする。 第3条 法第2条第3号の政令で定める階数は、3とする。</p> <p>別紙「鈴鹿市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(抜粋)」による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2202004		処分名	土地の形質の変更又は建築行為等の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	市街地整備課		
根拠規定	土地区画整理法				第76条第1項		
基準規定	①	土地区画整理法施行令			第70条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	建築行為等の制限に関する事務取扱要領						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成26年3月1日	
	期間	30日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2202011		処分名	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	市街地整備課	
根拠規定	都市公園法				第5条第1項	
基準規定	①	都市公園法			第2条第2項、第4条、第5条第2項	
	②	都市公園法施行令			第5条、第6条、第7条、第8条	
	③	鈴鹿市都市公園条例			第9条第1項、第10条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
<p>公園管理者以外の者による公園施設の設置は、都市における公園の配置、規模及び性格を勘案し、当該公園の全体計画に基づいた明確な設計意図のもとに、公園の効用が全うできるよう次の基準により許可するものとする。</p> <p>(1) 都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に規定する「公園施設」に該当し、かつ、当該都市公園の設置目的及び性格に適合すること。</p> <p>(2) 都市公園法第4条及び都市公園法施行令第6条に規定する公園施設の設置基準を満たしていること。</p> <p>(3) 都市公園法施行令第8条に規定する公園施設の基準を満たしていること。</p> <p>(4) 都市公園法第5条第2項第1号の規定「当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの」及び同項第2号の規定「当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」に該当すること。</p> <p>(6) 一般の利用に供するものであること。</p> <p>(7) 公衆の自由な利用に供されるべき都市公園の本来の使命に影響を及ぼすものでないこと。</p> <p>(8) 入場料その他の料金を徴収し、又は物品の販売を行うものについては、料金の額又は物品の種類及び価格等が適正なものであり、かつ、都市公園の設置目的から逸脱しないものであること。</p> <p>(9) 公園施設として適切な運営、管理がなされるものであること。</p> <p>「※ 基準規定(参考)」</p> <p>別紙に続く</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日以内				
聴聞等						
備考	公園管理者以外の者の設置する公園施設について(昭和37年5月7日建都発第115号建設省都市局長通達)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2202012		処分名	都市公園の占用の許可、変更の許可		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	都市整備部		課	市街地整備課	
根拠規定	都市公園法				第6条第1項・第3項	
基準規定	①	都市公園法			第6条、第7条	
	②	都市公園法施行令			第12条、第14条、第15条、第16条、第17条	
	③	鈴鹿市都市公園条例			第9条第2項、第9条の2、第10条	
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	非公開該当		未設定理由			
<p>都市公園の占用については、次の基準により許可するものとする。</p> <p>(1) 都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条に規定する基準に該当すること。</p> <p>(2) 占用物件の外観、構造等が都市公園法施行令第15条の規定に適合すること。</p> <p>(3) 都市公園法施行令第16条に規定する技術的基準に適合すること。</p> <p>(4) 占用に関する工事について、都市公園法施行令第17条の規定に適合すること。</p> <p>(5) 申請に係る都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められること。</p> <p>(6) 都市公園の設置目的に沿っており、極めて公共性が強く、かつ、都市公園の効用を著しく阻害するものでないこと。</p> <p>「※ 基準規定(参考)」</p> <p>○鈴鹿市都市公園条例 (公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第9条 略</p> <p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 占用物件の管理の方法</p> <p>(2) 工事実施の方法</p> <p>(3) 工事の着手及び完了の時期</p> <p>(4) 都市公園の復旧方法</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項 (法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)</p> <p>第9条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの</p> <p>(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの (設計書等)</p> <p>第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	
	期間	30日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2204029		処分名	管理計画の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	住宅政策課		
根拠規定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律				第5条の3第1項		
基準規定	①	マンションの管理の適正化の推進に関する法律			第5条の4		
	②	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則			第1条の4, 第1条の5		
	③	マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針			別紙二		
審査基準	設定の有無	無	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	非公開該当		未設定理由	処分の先例がない, 又は稀であるため, 設定が困難			
	<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>別紙『マンションの管理の適正化の推進に関する法律』, 『マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則』及び『マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針』による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	期間	15日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2204030		処分名	管理計画の認定の更新			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	住宅政策課		
根拠規定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律				第5条の6第2項		
基準規定	①	マンションの管理の適正化の推進に関する法律			第5条の4		
	②	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則			第1条の4, 第1条の5		
	③	マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針			別紙二		
審査基準	設定の有無	無	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	非公開該当		未設定理由	処分の先例がない, 又は稀であるため, 設定が困難			
	<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>別紙『マンションの管理の適正化の推進に関する法律』, 『マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則』及び『マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針』による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	期間	15日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2204031		処分名	管理計画の変更			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	都市整備部		課	住宅政策課		
根拠規定	マンションの管理の適正化の推進に関する法律				第5条の7第1項		
基準規定	①	マンションの管理の適正化の推進に関する法律			第5条の4		
	②	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則			第1条の4, 第1条の5		
	③	マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針			別紙二		
審査基準	設定の有無	無	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	非公開該当		未設定理由	処分の先例がない, 又は稀であるため, 設定が困難			
	<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>別紙『マンションの管理の適正化の推進に関する法律』, 『マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則』及び『マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針』による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和5年12月1日	最終更新日	令和5年12月1日	
	期間	30日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2204032	処分名	空家等管理活用支援法人の指定			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 都市整備部	課	住宅政策課			
根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法			第23条第1項		
基準規定	①					
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和5年12月12日	最終更新日	令和5年12月12日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととするため。					